

毎週 月・水・金曜日発行

熊本県公報

目次

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(財政課)	一
公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例	(人事課)	一
政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例	(秘書課)	五
熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	六
熊本県動物管理条例の一部を改正する条例	(生活衛生課)	六
くまもと県民交流館条例	(県民生活総室)	七
熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例	()	九
熊本県男女共同参画推進条例	(男女共同参画課)	一〇
熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	(体育保健課)	一三
熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(生活安全企画課)	一三
熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例	(運転免許試験課)	一四
熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例	(労働雇用課)	一四
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一五
熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	()	一六
熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	()	一七
熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	()	一八

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

熊本県議会議事委員会条例の一部を改正する条例 (人事課) 一八

規 則 (財政課) 一九

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (秘書課) 一九

熊本県動物管理条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課) 二〇

登 載 依 頼 (議会事務局) 二六

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

条 例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五十二号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成七年熊本県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五十三号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「法」という。）第二条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第二項、第九条、第十条第一項及び第二項並びに第十二条第一項の規定に基づき、公益法人等への熊本県の一般職の職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する市町村立学校職員（以下「職員」と総称する。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益法人等への職員の派遣)

第二条 任命権者（法第二条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する団体との法第二条第一項に規定する取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 法第二条第一項第一号に規定する法人のうち、県が基本金その他これに準ずるものを出資しているもの又は社員となっているもので、人事委員会規則で定めるもの

二 法第二条第一項第二号に規定する法人のうち、県内に事務所を有するもので、人事委員会規則で定めるもの

三 法第二条第一項第三号に規定する団体のうち人事委員会規則で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、法第二条第一項第一号及び第二号に規定する法人のうち、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に職員の派遣を行うことが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの

2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。）

二 非常勤職員（前号に掲げる職員を除く。）

三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件附採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

四 熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和五十九年熊本県条例第二号）第四条第一項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 地方公務員法第二十八條第二項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第二十九條第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五條に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第二条第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

二 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の状況の連絡に関する事項（法第五条第一項に規定する条例で定める場合）

第三条 法第五条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失つた場合

二 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

三 派遣職員の派遣先団体における勤務条件等が前条第一項に規定する取決めに反することとなつた場合

四 派遣職員が地方公務員法第二十八條第一項第一号又は第三号に該当することとなつた場合

五 派遣職員が地方公務員法第二十八條第二項各号のいずれかに該当することとなつた場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となつた場合

六 派遣職員が地方公務員法第二十九條第一項第一号又は第三号に該当することとなつた場合

(派遣職員の給与)

第四条 派遣職員（企業職員（地方公営企業労働関係法）昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び技能労務職員（地方公務員法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下第七条までにおいて同じ。）のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の特例)

第五条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。第七条において同じ。）に関する熊本県一般職の職員等の給与に関する条例

(昭和二十六年熊本県条例第二号。以下「一般職給与条例」という。)

第十五条の十第一項（熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和二十八年熊本県条例第七十四号。以下「大学教育職員給与条例」という。)

第十九条第一項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)

又は熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第十九号。以下「県立学校職員給与条例」という。)

第二十一条第一項（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第二十号。以

下「市町村立学校職員給与条例」という。(第二十条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、派遣先団体において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第六条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員に関する熊本県職員等退職手当支給条例の特例)

第七条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における熊本県職員等退職手当支給条例(昭和二十八年熊本県条例第五十六号。以下「退職手当条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 退職手当条例第七条第四項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第九条に規定する育児休業期間を除く。)については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する退職手当条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、部内の他の職員との権衡上必要がある認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与の種類)

第八条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当を支給することができる。

(派遣職員に関する報告)

第九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(法第十条第一項に規定する条例で定める法人)

第十条 法第十条第一項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げるものとする。

一 県が資本金その他これに準ずるものの百分の二十五以上を出資しているもので人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、特に当該法人の業務に職員を従事させることが必要であるもので、人事委員会規則で定めるもの

(法第十条第一項に規定する条例で定める職員)

第十一条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。)

二 非常勤職員(前号に掲げる職員を除く。)

三 地方公務員法第二十二条第一項に規定する条件附採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)

四 熊本県職員等の定年等に関する条例第四条第一項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員

五 地方公務員法第二十八条第二項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされて、又は同法第二十九条第一項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第三十五条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

(法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合)

第十二条 法第十条第一項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)が特定法人の役職員の地位を失った場合

二 次に掲げる場合であつて、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができなかつたか又は適当でないと認められる場合

イ 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなつた場合

ロ 退職派遣者の特定法人における勤務条件等が法第十条第一項の規定により締結された取決めに反することとなつた場合

ハ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

二 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合
 三 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合)

第十三条 法第十条第一項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第二十九条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

(法第十条第二項に規定する条例で定める事項)

第十四条 法第十条第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十条第一項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項

二 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状態の連絡に関する事項

(採用された職員に関する一般職給与条例等の特例)

第十五条 法第十条第一項の規定により採用された職員(企業職員である職員及び技能労務職員である職員を除く。以下第十八条までにおいて同じ。)に関する一般職給与条例第十五条の十第一項(大学教育職員給与条例第十九条第一項の規定により一般職員の例によることとされる場合を含む。)(又は県立学校職員給与条例第二十一条第一項(市町村立学校職員給与条例第二十条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。))の規定の適用については、特定法人において従事していた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤を含む。)(を公務とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第十六条 退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における職務の級、給料月額及び昇給期間については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第十七条 法第十条第一項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第四条第二項、第五条第一項及び第七条第四項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第四条第二項、第五条第二項及び第七条第四項に規定する通勤による傷病とみなす。

第十八条 職員が、法第十条第一項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続き特定法人(退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。))に関する

規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないので、引き続き当該特定法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。))としての勤続期間に通算することと定めているものに限り、(以下「特定法人役職員」という。))となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き法第十条第一項の規定により職員として採用された場合におけるその者の退職手当条例第七条第一項の規定による在職期間の計算に当たつては、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続き在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間の計算については、退職手当条例第七条(第五項を除く。)(の規定を準用する。

3 法第十条第一項の規定により退職し、引き続き特定法人役職員となつた場合においては、別に知事が定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣者に関する報告)

第十九条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第十条第一項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十条から第十九条まで及び次項の規定は、同年三月三十一日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

2 第十条から第十九条までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に法第十条第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(熊本県警察職員定数条例の一部改正)

3 熊本県警察職員定数条例(昭和二十九年熊本県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第 号)第二条第一項の規定により派遣された職員

(熊本県職員定数条例の一部改正)

4 熊本県職員定数条例(昭和三十年熊本県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第号）第二条第一項の規定により派遣された職員は、第二条に規定する職員の定数外とすることができる。

（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

5 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条の第三項中「又は公庫の予算及び決算に関する法律」を、「公庫の予算及び決算に関する法律」に改め、「使用される者」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者」を加える。

（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

6 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の第三項中「又は公庫の予算及び決算に関する法律」を、「公庫の予算及び決算に関する法律」に改め、「使用される者」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者」を加える。

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

7 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十二年熊本県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の第三項中「又は公庫の予算及び決算に関する法律」を、「公庫の予算及び決算に関する法律」に改め、「使用される者」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）」を加える。

第四条の第六第二項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるものを使用される者」を「国家公務員等」に改める。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

8 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年熊本県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の第三第三項中「又は公庫の予算及び決算に関する法律」を、「公庫の予算及び決算に関する法律」に改め、「使用される者」の下に「又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）」を加える。

第七条の第二第二項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員又は公庫の予算及び決

算に関する法律第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものを使用される者」を「国家公務員等」に改める。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

9 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年熊本県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第号）

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

10 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成四年熊本県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の第二第二項中「勤務した期間」の下に、「（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）」を加える。

（熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

11 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年熊本県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「適用を受ける職員」の下に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者」を加える。

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五十四号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する

条例

第二条第一項第六号中「株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第五十五号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成十二年熊本県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六百二十三号の四の次に次の二号を加える。

六百二十三の五 特定製品に係るフロン類の回収及 第一種フロン類回収業者登録申請

び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年 手数料 五千元

法律第六十四号)第九条の規定に基づく第一種フ

ロン類回収業者の登録の申請に対する審査

六百二十三の六 特定製品に係るフロン類の回収及 第一種フロン類回収業者登録更新

び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条の規 申請手数料 五千元

定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の更新

の申請に対する審査

附 則

1 この条例は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律附則第一条第一号に定める日から施行する。

2 熊本県収入証紙条例(昭和三十九年熊本県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一手数料の項第五百六十四号の四の次に次のように加える。

五六四の五 第一種フロン類回収業者登録申請手数料

五六四の六 第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料

熊本県動物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第五十六号

熊本県動物管理条例の一部を改正する条例

熊本県動物管理条例(昭和五十五年熊本県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県動物の愛護及び管理に関する条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)に基づき動物の愛護、適正な取扱い及び管理に關し必要な事項を定めることにより、県民の動物愛護の意識の高揚、動物の健康及び安全の保持並びに動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

第二条第一号を次のように改める。

一 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第百七号。)

第一条に規定する動物をいう。

第三条の見出し中「施策」を「責務」に改め、同条第一項中「動物の」の下に「愛護及び」を加え、「関する知識の普及、啓蒙」を「関し、市町村と連携し、教育活動、広報活動等を通じた普及啓蒙」に、「実施するよう努めるものとする」を「実施するよう努めなければならない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(県民の責務)

第三条の二 県民は、動物が命あるものであることにかんがみ、動物の愛護及びその習性を考慮した動物の適正な取扱いに努めなければならない。

2 県民は、県が行う動物の愛護に関する施策に協力するように努めなければならない。

第四条中「その飼養し、又は保管する動物について、次の各号に掲げる事項を守らなければならない」を「次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない」に改め、同条中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて、適正に給餌及び給水を行うこと。

二 動物の疾病の予防、寄生虫の防除その他の日常的な健康管理を行うこと。

三 動物の種類及び習性に応じ、適正な広さと空間をもつ飼養施設を設けること。

第四条に次の一号を加える。

六 動物が逃げたときは、速やかに搜索し、自らの責任において收容すること。

第四条に次の一項を加える。

2 動物を飼養する者は、畜産の用に供する場合その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、飼養できなくなつた場合には、その飼養を引き継いで行う者を自ら見つけるように務めなければならない。

第五条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条に次の一項を加える。

6 一の動物が新たに特定動物となつた際現に当該動物を飼養し、又は保管している者で、当該動物を引き続き飼養し、又は保管しようとするものは、当該動物が特定動物となつ

た日から起算して六月間は、第一項の許可を受けなくてこれを飼養し、又は保管することができる。

第六条第一項中、「同条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするとき（第四号にあつては、数の増加（出生による増加を除く。）をしようとするときに限る。）」を、「次に掲げるとき」に改め、同項に次の二号を加える。

- 一 前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするとき（同項第四号にあつては、数の増加（出生による増加を除く。）をしようとするときに限る。）
- 二 飼養し、又は保管している特定動物の数が出生により前条第一項の許可を受けた数を超えて増加した場合において、出生した特定動物を出生後三月を超えて引き続き飼養し、又は保管しようとするとき。

第六条第三項中、「を受けた者は、同条第二項第一号から第三号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更したとき」を、「又は第一項の許可を受けた者（以下「特定動物飼養者等」という。）は、次に掲げるとき」に改め、同項に次の四号を加える。

- 一 前条第二項第一号から第三号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更したとき。
- 二 飼養し、又は保管している特定動物の数が前条第一項又は第一項の許可を受けた数の範囲内で増加又は減少したとき。
- 三 飼養し、又は保管している特定動物の数が出生により前条第一項又は第一項の許可を受けた数を超えて増加したとき（その出生の日から十日以内に第一項の許可を申請した場合を除く。）。
- 四 特定動物を飼養し、又は保管することをやめ、又は休止したとき。

第六条第四項を次のように改める。

4 試験研究又は生物学的製剤等の製造の用に供する特定動物を飼養し、又は保管している者が知事が認めたものについては、毎月の特定動物の数の増減を記載した書類をその翌月十日までに、知事に提出することにより、前項第二号又は第三号に規定する場合の同項の規定による届出に代えることができる。

第六条第五項を削る。

第十条第一号イ中「又は盲導犬」を、「盲導犬その他の人を補助するために必要な訓練を受けた犬」に改め、同条第二号中「の規則で定める標識」を削り、「掲示」を「表示」に改める。

第十五条に見出しとして「（事故発生時の措置）」を付する。

第十七条の次に次の一条を加える。

（動物愛護管理員）

第十七条の二 知事は、法第十三条の規定による立入検査又は前条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるために、獣医師等動物の適正な飼

養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから動物愛護管理員を任命するものとする。

第二十一条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十三条第二号中「又は第五項」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年熊本県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四号事務の欄中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同欄口中、「第四項」及び「第五項並びに」を削り、「届出」の下に「並びに第六条第四項に規定する書類」を加える。

（熊本県手数料条例の一部改正）

3 熊本県手数料条例（平成十二年熊本県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五百八十九号から第五百九十一号までの規定中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に改める。

くまもと県民交流館条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県条例第五十七号

くまもと県民交流館条例

（設置）

第一条 県民の社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動の促進を図るとともに、県民の就業の支援及び本県の物産、観光等の振興を図るため、くまもと県民交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

（位置）

第二条 交流館は、熊本市に置く。

（業務）

第三条 交流館の業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習活動その他の県民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備を提供すること。
- 二 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成、就業及び生涯学習（以下この条において「社会貢献活動等」という。）に関する研修を行うこと。
- 三 社会貢献活動等に関する情報を収集し、及び提供すること。
- 四 社会貢献活動等に関する相談に応ずること。
- 五 物産、観光等の振興のための施設を提供すること。
- 六 その他第一条に定める目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（職員）

第四条 交流館に、館長及び必要な職員を置く。

（使用の許可）

第五条 交流館の施設及び設備のうち、別表第一に掲げるもの（以下「会議室等」という。）及び別表第二に掲げるもの（以下「物産等振興施設」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。（許可の取消し等）

第六条 知事は、前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 前条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 三 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第七条 会議室等の使用者は、別表第一に定める額に百分の百五を乗じて得た額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げる。）を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用料の減免）

第八条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（管理の委託）

第九条 物産等振興施設の管理については、社団法人熊本県物産振興協会（以下「協会」という。）に委託することができる。

（利用料金）

第十条 物産等振興施設の使用者は、物産等振興施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金は、協会にその収入として収受させることができる。

3 前項の場合における利用料金の額は、別表第二に定める単価に百分の百五を乗じて得た額（以下「基準額」という。）に〇・七を乗じて得た額から当該基準額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、協会が知事の承認を受けて定める額とする。

4 協会は、利用料金の減免等をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（損害賠償）

第十一条 故意又は過失により交流館の施設及び設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条及び第六条の規定は、平成十四年三月一日から施行する。

別表第一（第七条関係）

区 分	金 額				
	全面的な使用	二分の一の使用	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
大会議室	一九六〇〇円	二六、二〇〇円	四、五、八〇〇円	一九六〇〇円	四、五、八〇〇円
会議室一	九、八〇〇円	一三、一〇〇円	二、三、九〇〇円	九、八〇〇円	二、三、九〇〇円
会議室二	七、一〇〇円	九、六〇〇円	一、六、八〇〇円	七、一〇〇円	一、六、八〇〇円
会議室三	三、六〇〇円	四、八〇〇円	八、四〇〇円	三、六〇〇円	八、四〇〇円
会議室四	三、六〇〇円	四、八〇〇円	八、四〇〇円	三、六〇〇円	八、四〇〇円
会議室五	一、七〇〇円	一、七〇〇円	三、〇〇〇円	一、七〇〇円	三、〇〇〇円
会議室六	二、一〇〇円	三、〇〇〇円	五、二〇〇円	二、一〇〇円	五、二〇〇円

会議室七	四〇〇〇円	五三〇〇円	九三〇〇円	四〇〇〇円	九三〇〇円	三三〇〇円
会議室八	四〇〇〇円	五三〇〇円	九三〇〇円	四〇〇〇円	九三〇〇円	三三〇〇円
音楽室一	三、五〇〇円	四、七〇〇円	八、二〇〇円	三、五〇〇円	八、二〇〇円	一、七〇〇円
音楽室二	一、四〇〇円	一、八〇〇円	三、二〇〇円	一、四〇〇円	三、二〇〇円	四、六〇〇円
和室	五、七〇〇円	七、六〇〇円	三、三〇〇円	五、七〇〇円	三、三〇〇円	一、九〇〇円
練習室	一、八〇〇円	二、四〇〇円	四、二〇〇円	一、八〇〇円	四、二〇〇円	六、〇〇〇円
附属設備	規則で定める額					

備考

一 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合は商業宣伝、営業その他これらに類する目的でこの表に掲げる施設及び設備を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に二を乗じて得た額とする。ただし、この表に掲げるそれぞれの使用時間の全部を専ら準備のために使用する場合は、この限りでない。

二 知事が必要があると認めるときは、この表に掲げるそれぞれの使用時間に加えて、その前又は後の三十分以内に限りこの表に掲げる施設及び設備を使用することができ、この場合において、当該前又は後の三十分に係る使用料の額は、規則で定める。

別表第二（第十条関係）

物産等振興施設	区 分		単 価
	一日（午前十時から午後七時まで）につき	平日 土曜日、日曜日 及び休日	

備考

一 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条の規定により休日とされる日をいう。

二 この表に掲げる使用時間の前又は後の時間における物産等振興施設の使用に關し定められるべき利用料金に係る単価は、規則で定める。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五十八号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例

熊本県少年保護育成条例（昭和四十六年熊本県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「後見人」を「未成年後見人」に改め、同条第六号中「屋内又は屋外で」を「常時又は一定の期間継続して」に改め、同条第九号を次のように改める。

九 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第一条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

第十二条の五から第十二条の七までを次のように改める。

（自動販売機による利用カード販売の届出等）

第十二条の五 利用カードを自動販売機により販売しようとする者は、販売を開始する日の十日前までに、当該自動販売機ごとに、熊本県公安委員会規則（以下この条において「公安委員会規則」という。）で定めるところにより、熊本県公安委員会（以下この条及び第十二条の十において「公安委員会」という。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項を、その届出に係る自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。次項の規定による変更の届出をしたときも同様とする。

3 第一項の規定による届出をした者は、公安委員会規則で定める事項に変更があつたとき、又はその届出に係る販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

第十二条の六 削除

（広告及び宣伝の禁止）

第十二条の七 何人も、少年の健全な育成に資する環境を保持するため、テレホンクラブ等営業に係る広告及び宣伝に關し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、テレホンクラブ等営業を営む者については、この限りでない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「法」という。）第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の規定により広告又は宣伝が規制される区域及び地域（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、テレホンクラブ等営業に係る広告物（利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を表示するものを含む。）を掲出し、又は表示すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の外周及び内部において掲出し、又は表示する広告物については、この限りでない。

二 広告制限区域等において、ビラ等（テレホンクラブ等営業及び利用カード販売に係るビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書図画のうち広告物を除いたものをいう。以下この条において同じ。）を頒布すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンク

ラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

三 広告制限区域等以外の地域において、ビラ等を少年に頒布すること。

四 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、少年の手に渡らないことが明らかである場合を除き、ビラ等を直接人に交付する方法以外の方法で頒布すること。ただし、法第三十一条の十二第一項の規定による届出書を提出した者の当該テレホンクラブ等営業所の内部において頒布するビラ等については、この限りでない。

第十二条の十第一項中、「知事」を「公安委員会」に、「第十二条の七第一項又は第二項」を「第十二条の七」に、「宣伝文書等」を「ビラ等」に、「置いた」を「頒布した」に改め、同条第二項中、「知事」を「公安委員会」に、「宣伝文書等」を「ビラ等」に、「置いた」を「頒布した」に、「その指定した職員」を「警察官」に改め、同条第三項及び第四項中、「知事」を「公安委員会」に、「第十二条の七第一項」を「第十二条の七第一号」に、「その指定した職員」を「警察官」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 公安委員会は、第十二条の七第二号又は第四号の規定に違反したビラ等が、不特定又は多数の者によつて自由に持ち帰られるような状態で配置されたものであるときは、当該違反に係るビラ等を警察官に除却させることができる。

第十二条の十第六項を次のように改める。

6 警察官は、第十二条の七の規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為をしている者に対し、当該行為を中止すること、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

第十二条の十に次の一項を加える。

7 第二項から前項までの規定により除却その他必要な措置及び中止命令を行う警察官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第十二条の十一及び十二を削る。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 第十三条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条第三項を削り、同条第四項第十号中、「第二項又は第四項」を「又は第三項」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第三項とし、同条第五項第四号中、「第十二条の五第三項」を「第十二条の五第二項」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 第十二条の十第六項の規定による命令に違反した者

第二十四条第五項を同条第四項とし、同条第六項中、「第十二条の十一第一項、第十二条」を「第十三条」に、「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第五項とす

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十二号)附則第一条第一項本文の政令で定める日から施行する。(自動販売機による利用カード販売の経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第十二条の五第二項の規定により知事に対してされている届出は、改正後の条例第十二条の五第一項の規定により、公安委員会に対してされた届出とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県男女共同参画推進条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第五十九号

熊本県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条 第十四条)

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第十五条 第二十四条)

第三章 熊本県男女共同参画審議会(第二十五条 第二十七条)

第四章 雑則(第二十八条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、

県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員

としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主體的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受け

た個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為

二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為
（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

（男女共同参画計画の策定等）

第十五条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第十六条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（職業生活と家庭生活等との両立の促進）

第十七条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進）

第十八条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によ

って、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（県の附属機関の委員の選任における配慮等）

第十九条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。
2 知事その他の県の任命権者は、その職員に登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第二十条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第二十一条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第二十二条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

第二十三条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第十三条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第一項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第二項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

（年次報告）

第二十四条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第二十五条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 男女共同参画計画の策定に関する事項

二 第二十三条第一項の苦情の処理に関する事項

三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第二十七条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雑則

(雑則)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十五条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県条例第六十号

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改

正する条例

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十四年熊本県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を削る。

第二条中「大学以外」を「その他」に、「熊本県教育委員会、その他の学校医等」については市町村の教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第六条第二項中「及び市町村」を削る。

第七条中「熊本県規則」を「規則」に、「熊本県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第二十四条中「補償を受けようとする者」を「補償を受け、若しくは受けようとする者」に改め、「文書」の下に「その他の物件」を加える。

第二十五条中「熊本県規則」を「規則」に、「その他」を「、その他の県立学校」に、「熊本県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

附則第一条の二及び第二条の二中「熊本県規則」を「規則」に、「熊本県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県条例第六十一号

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年熊本県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業等」に改め、同条第一項中「法第二十八条第一項」の下に「(法第三十一条の十三第一項において準用す

る場合を含む。）」を加え、同項に次の三号を加える。

六 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院

七 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条第一項に規定する公民館

八 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び

同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

第九条に次の一項を加える。

3 店舗型電話異性紹介営業は、県内の全地域（都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）を除く。）において、これを営んではならない。

第九条の三の表中「都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）」を「商業地域」に改める。

第九条の四の次に次の二条を加える。

（店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域）

第九条の五 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の

条例で定める地域は、県内の全地域（商業地域を除く。）とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域）

第九条の六 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の

条例で定める地域は、県内の全地域（商業地域を除く。）とする。

第十条の見出し中「店舗型性風俗特殊営業」を「店舗型性風俗特殊営業等」に改め、同

条中「を除く。」の下に「及び店舗型電話異性紹介営業」を加える。

別表第一病院の項中「（昭和二十三年法律第二百五号）」を削る。

別表第二中「別表第二（第九条及び第九条の二関係）」を「別表第二（第九条、第九

条の二関係）」に改める。

附 則

1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）附則第一条第一項本文の政令で定める日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第九条第一項の規定は、この条例の施行の際現に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十七条第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十二号

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例

熊本県運転免許試験施設使用料徴収条例（昭和二十七年熊本県条例第五十五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、自動車の運転練習のため、熊本県運転免許センター運転免許試験コース（以下「コース」という。）を使用する場合の使用料の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用料）

第二条 コースの利用者は、使用時間十分までごとに二百五十円を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料は、その額に相当する額の収入証紙で納めなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。

（委任）

第三条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年一月四日から施行する。

2 熊本県収入証紙条例（昭和三十九年熊本県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一使用料の項中「自動車運転免許試験施設使用料」を「運転免許センター運転免許試験コース使用料」に改める。

熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十三号

熊本県緊急地域雇用創出特別基金条例

（設置）

第一条 緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るため、熊本県緊急地域雇用創出特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、熊本県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第五条 知事は、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図るための事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十四号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年熊本県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第八項中「五十八歳」を「五十五歳」に、「六十歳」を「五十七歳」に改める。

第十五条の五第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。

附則に次の四項を加える。

11 当分の間、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)において、当該各年度の三月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)に在職する職員に対し、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に、特例一時金を支給する。ただし、基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日の

属する年度の四月一日から基準日までの期間(次項において「基準期間」という。)(の全期間が給料を支給しないこととされていた期間(在職しなかつた期間を含む。次項において「無給期間」という。))であるものについては、この限りでない。

12 特例一時金の額は、三千四百六十八円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。

一 基準期間において無給期間がある職員(次号に掲げる者を除く。)(三千四百六十八円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事委員会規則で定める額

二 基準日において第五条の二の規定の適用を受ける職員である者 三千四百六十八円(基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額)を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

13 附則第十一項の規定が適用される間、第三条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特例一時金」と、第十五条の十第二項及び第三項中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

14 附則第十一項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第八項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に定める規定を除く。)(による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(附則第四項を除き、以下「改正後の条例」という。)(の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

(昇給停止に関する経過措置)

3 平成十四年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)(前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員(この項において「特例職員」という。))にあつては、五十七歳(次項において「昇給停止年齢」という。))を超えている職員(基準日において五十八歳(特例職員にあつては、六十歳))を超えていない者に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)(の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この条例による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条

例第五条第八項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

(期末手当の額の特例)

5 この条例による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第十五条の五及び第十五条の十の規定により平成十三年十二月に支給された職員の期末手当の額(次項において「改正前の十二月期末手当額」という。)(が、改正後の条例第十五条の五及び第十五条の十の規定によりその者が同月に支給されることとなる期末手当の額(以下「改正後の十二月期末手当額」という。)(を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第十五条の五第二項及び第十五条の十第一項から第三項までの規定にかかわらず、その差額を改正後の十二月期末手当額に加算した額とする。

6 改正前の十二月期末手当額が改正後の十二月期末手当額を超えるときは、平成十四年三月に支給されるべき職員の期末手当の額は、改正後の条例第十五条の五第二項及び第十五条の十第一項から第三項までの規定にかかわらず、改正後の条例第十五条の五及び第十五条の十の規定により同月に支給されることとなる期末手当の額から、前項の差額(その差額が同期末手当の額を超えるときは、同期末手当の額に相当する額)を減じた額とする。

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十五号

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和二十八年熊本県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附則に次の二項を加える。

7 当分の間、職員(学長を除く。)(に対し、一般職員の例により、特例一時金を支給する。

8 前項の規定が適用される間、第四条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及

び特例一時金」とする。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第八項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に定める規定を除く。)(による改正後の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(附則第四項を除き、以下「改正後の条例」という。)(の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

(昇給停止に関する経過措置)

3 平成十四年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)(前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(次項において「昇給停止年齢」という。)(を超えている職員(基準日において五十八歳を超えていない者に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)(の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この条例による改正後の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例第六条第八項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

(期末特別手当の額の特例)

5 この条例による改正前の熊本県立大学教育職員の給与に関する条例第十八条の二の規定により平成十三年十二月に支給された職員の期末特別手当の額(次項において「改正前の十二月期末特別手当額」という。)(が、改正後の条例第十八条の二の規定によりその者が同月に支給されることとなる期末特別手当の額(以下「改正後の十二月期末特別手当額」という。)(を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末特別手当の額は、改正後の条例第十八条の二第二項の規定にかかわらず、その差額を改正後の十二月期末特別手当額に加算した額とする。

6 改正前の十二月期末特別手当額が改正後の十二月期末特別手当額を超えるときは、平成十四年三月に支給されるべき職員の期末特別手当の額は、改正後の条例第十八条の二第二項の規定にかかわらず、改正後の条例第十八条の二

こととなる期末特別手当の額から、前項の差額（その差額が同期末特別手当の額を超えるときは、同期末特別手当の額に相当する額）を減じた額とする。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十六号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第十六条第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附則に次の四項を加える。

14 当分の間、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）において、当該各年度の三月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に、特例一時金を支給する。ただし、基準日に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日の属する年度の四月一日から基準日までの期間（次項において「基準期間」という。）の全期間が給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかつた期間を含む。次項において「無給期間」という。）であるものについては、この限りでない。

15 特例一時金の額は、三千四百六十八円とする。ただし、次の各号に掲げる職員については、当該各号に定める額とする。

一 基準期間において無給期間がある職員（次号に掲げる者を除く。） 三千四百六十八円を超えない範囲内で無給期間を考慮して人事委員会規則で定める額

二 基準日において第六条の二の規定の適用を受ける職員である者 三千四百六十八円（基準期間において無給期間がある者については、前号の規定の例により得られる額）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

16 附則第十四項の規定が適用される間、第四条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特例一時金」と、第二十一条第三項中「及び期末手当」とあるのは、「期末手当及び特例一時金」と、同条第四項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

17 附則第十四項から前項までに規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事

項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第八項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に定める規定を除く。）による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例（附則第四項を除き、以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

（昇給停止に関する経過措置）

3 平成十四年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において五十八歳を超えていない者に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この条例による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第六条第八項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

（期末手当の額の特例）

5 この条例による改正前の熊本県立学校職員の給与に関する条例第十六条及び第二十一条の規定により平成十三年十二月に支給された職員の期末手当の額（次項において「改正前の十二月期末手当額」という。）が、改正後の条例第十六条及び第二十一条の規定によりその者が同月に支給されることとなる期末手当の額（以下「改正後の十二月期末手当額」という。）を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第十六条第二項及び第二十一条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その差額を改正後の十二月期末手当額に加算した額とする。

6 改正前の十二月期末手当額が改正後の十二月期末手当額を超えるときは、平成十四年三月に支給されるべき職員の期末手当の額は、改正後の条例第十六条第二項及び第二十一条第一項から第三項までの規定にかかわらず、改正後の条例第十六条及び第二十一条

の規定により同月に支給されることとなる期末手当の額から、前項の差額（その差額が同期末手当の額を超えるときは、同期末手当の額に相当する額）を減じた額とする。

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十七号

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年熊本県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第八項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

附則に次の二項を加える。

9 当分の間、職員に対し、県立学校職員の例により、特例一時金を支給する。

10 前項の規定が適用される間、第四条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び特例一時金」とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第八項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に定める規定を除く。）による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

（昇給停止に関する経過措置）

3 平成十四年四月一日（以下この項及び次項において「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳（次項において「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において五十八歳を超えていない者に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。）の昇給については、なお従前の例による。

4 基準日前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについては、この条例による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第六條第八項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後の最初の四月一日以後も、人事委員会規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以

後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事委員会規則で定める職員との権衡上必要があると認められる者として人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十八号

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例

（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第一条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年熊本県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第二条第二項に規定する手当のほか、職員に対し、特例一時金を手当として支給する。

3 第十四条の四本文の規定は、前項に規定する特例一時金については、適用しない。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第二条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年熊本県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

6 当分の間、第二条第三項に規定する手当のほか、職員に対し、特例一時金を手当として支給する。

7 第十八条の三本文の規定は、前項に規定する特例一時金については、適用しない。

（熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第三条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和二十六年熊本県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、秘書に対し、一般職給与と条例の適用を受ける職員の例により、特例一時金を支給する。

3 前項の規定が適用される間、第二条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年熊本県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

11 当分の間、第四条第一項及び第八条中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」とする。

（公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第五条 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

12 当分の間、第四条及び第八条中「及び期末手当」とあるのは、「、期末手当及び特例一時金」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定、第二条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の規定及び第四条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第六十九号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例（昭和三十一年熊本県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四号を次のように改める。

三 経済常任委員会

1 商工観光労働部に関する事項

2 企業局に関する事項

3 地方労働委員会に関する事項

四 農林水産常任委員会

1 農政部に関する事項

- 2 林務水産部に関する事項
- 3 海区漁業調整委員会に関する事項
- 4 内水面漁場管理委員会に関する事項

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本県議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行後はいじめて行われる熊本県議会委員会委員の任期満了に伴う委員の改選による選任から適用する。

（経過措置）

3 改正後の条例の規定の適用の際現に改正前の熊本県議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は審査中の事件は、改正後の条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとする。

規 則

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月二十日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十九号

政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別表第一号様式及び別表第二号様式中

種 別	名 称	株 数	額面金額の総額
株		株	円
債			

を

興行、展示、 映画製作等の 態様及び期間	態	様	
	期	間	

を

興行、展示、 映画製作等の 態様及び期間	態	様	
	期	間	
条例第 6 条第 4 項の規定の適用を受け ようとする者は、飼養の計画 及び、保管			

こ

改める。

別記第三号様式「熊本県動物管理条例」及び「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」
並びに「まつ消すること」並びに「抹消してください」に改める。

別記第三号様式「熊本県動物管理条例」及び「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」
並びに「まつ消すること」並びに「抹消してください」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第5条関係）

特定動物飼養等変更届

年 月 日

熊本県知事 様

届出人住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

次のとおり特定動物の飼養保管に係る事項について変更したので、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年熊本県条例第41号）第6条第3項の規定により届けます。

種類及び許可数			
許可番号		第 号	
許可年月日		年 月 日	
変更年月日		年 月 日	
変更の内容		変更前	変更後
許可を受けた者	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
所有者	氏名(名称)		
	住所(所在地)		
飼養の目的			
飼養の責任者	氏名		
	住所		
興行、展示、映画製作等	態 様		
	期 間		
特定動物を飼養保管することができなくなった場合又は特定動物が死亡した場合における処分方法			
作業従事者	氏 名		
	住 所		
数の増加又は減少	特定動物の数		
	そ の 理 由		
出生による増加(再掲)	出 生 の 数		
	出 生 年 月 日	年 月 日	
特定動物の飼養保管をやめた・休止した	区 分	やめた	休止した
	年 月 日	年 月 日	
	特定動物の処分方法		
添付書類			
1 変更後の飼養保管の責任者の特定動物の飼養又は保管に係る経験の内容を記載した書類及び当該責任者が熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第2号イ及びロに該当しない旨を証する書類			
2 変更後の作業従事者が熊本県動物の愛護及び管理に関する条例第7条第2号イ及びロに該当しない旨を証する書類			

備考 様式中の不要の文字は、抹消してください。